

監視中



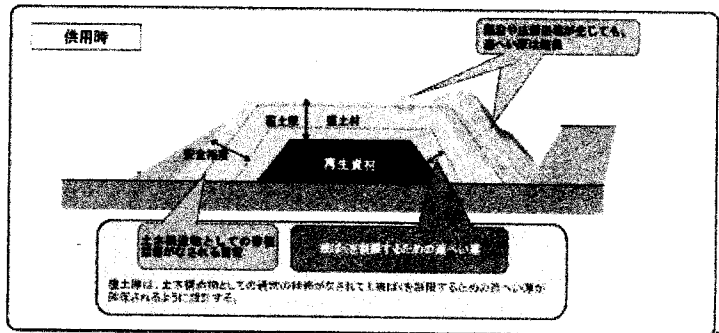
原子力規制を監視しようニュース

原子力規制を監視する市民の会 090-8116-7155 2020/1/31

知らない間にばらまかれる？ 汚染土再利用、パブコメ中

汚染土の再利用方針が、現在パブコメにかかっています。(締切：2020年2月7日)

環境省は、福島県内の除染で生じた最大 1,400 万 m³ とされる土壌および廃棄物のうち、8,000Bq/kg 以下のものを「遮蔽および飛散・流出の防止」を行った上で、全国の公共事業や農地造成で利用できる方針を策定しました。現在、福島県飯館村長泥地区で除染土壌を農地造成に再利用するための実証事業が行われているほか、南相馬市小高地区での常磐



自動車道の拡幅工事に利用する実証事業が予定されています。福島県二本松市で農道の路床材に使うという実証事業を行おうとしたが、住民の反対などにより事実上撤回されました。南相馬市小高地区でも、地元区長や住民が反対の強い意思を表明しています。

放射性物質は集中管理するべきであり、公共事業や農地造成に利用すべきではありません。環境省は、公共事業は「管理されている」としていますが、道路、防潮堤、土地造成にいったん除染土を使ってしまえば、放射性物質を環境中に拡散することになります。豪雨や河川の氾濫、地震などの自然災害が多発・激甚化していることも忘れてはなりません。また、建造物の寿命が終わった後、その資材がどうなるかについてはまったく不明です。

放射性物質は集中管理が原則です。公共事業への再利用は事実上の「最終処分」となります。これは分散させて埋め立てることにほかなりません。

また、原発施設などから発生する低レベル放射性廃棄物は、ドラム缶につめて厳重に管理・処分されることとなっています。原子炉等規制法に基づく規則においては、原発の解体などによって発生したコンクリートや金属などの再生利用の基準は、セシウム 134・137 の場合、100Bq/kg です。8,000Bq/kg はこの 80 倍もの値です。

除染土を道路の盛り土として使った場合、セシウム 134・137 が 100Bq/kg まで減衰するのに 170 年かかります。一方、盛り土の耐用年数は 70 年とされており、「その後はどうするのか？」という問いに環境省は答えていません。

ところが現在、パブコメにかけられている「省令」はさらに問題です。

いままで環境省の審議会で議論してきたはずの、用途制限、放射能濃度限度、被覆、情報公開など具体的なことが何一つ盛り込まれていないのです。

さらに、責任体制がまったく不明です。「国又は地方公共団体その他環境大臣が定める者が除去土壌の再生利用に係る工事を施工すること」「国又は地方公共団体その他環境大臣が定める者が除去土壌の再生利用を行った場所の管理を行うこと」としているのみで、その「国又は地方公共団体その他環境大臣が定める者」の具体的な責任、また環境省の責任については何も記されていません。環境大臣が定める者としては、特殊法人や独立行政法人、国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人としています。

このままでは、除染土が住民の知らない間に再利用されたり、水害で構造物が決壊して除染土が河川に流出したりしても、だれも責任をとらず、また、責任を問えないような省令が成立してしまいそうです。

しかも、除染土の再利用の実施主体は必ずしも国や地方公共団体ではなく、特殊法人や独立行政法人かもしれません。行政が、「民間がやることですので」と責任を転嫁することも大いにありえるのではないかと思います。

パブコメは郵送、ファックス、電子メール、オンラインなどで出すことができます。くわしくはこちらから→ <http://urx.space/YFtd>



汚染水は海洋放出へ？

東京電力福島第一原発で増え続ける ALPS 処理汚染水について、経産省のもとに設置された小委員会は、本日、「海洋放出」、「水蒸気放出」という2つの案に絞り込んだ「とりまとめ」を大筋了承しました。内容としては、「海洋放出」をにおわせるものとなっています。

「海洋放出」も「水蒸気放出」も、いずれも放射性物質の環境中の拡散を許すものです。民間のシンクタンク、原子力市民委員会は、具体的に提案してきた大型タンクによる陸上保管案やモルタル固化案などの代替案は無視されてしまいました。

また、委員から出された敷地北側の土捨て場を活用する、敷地を拡大するなどの案も、いずれも「難しい」などとして排除されてしまいました。

汚染水は、2019年10月段階で約116万 m^3 、タンク960基分にのぼります。トリチウムの総量は推定856兆ベクレル。福島第一原発の事故前の年間放出量の約390倍の量に相当します。

含まれているのはトリチウムだけではありません。タンク水の約8割が、62核種の総和として基準を上回っています。基準を超えている核種は、ヨウ素129、ストロンチウム90などです。東電は海洋に放出する前に「二次処理する」としています。

経済産業省は、トリチウムは世界各地の原発で放出されている、健康に影響はほとんどない、という趣旨の説明をしています。しかし、放射線のエネルギー量は低いものの、有機結合型のトリチウムが細胞に取り込まれたり、DNAを構成する水素と置き換わりヘリウムに壊変したときにDNAが破損する影響などの指摘があります。

経済産業省は、今後、「地元の農林水産業者をはじめとした関係者の意見をきいていく」、などしていますが、誰からどのように意見をきいていくのか、あいまいなままです。

いずれにしても、汚染水を海に流すことは許されるものではありません。

カンパ募集中！ 原子力規制を監視する市民の会 郵便振替口座 00140-5-449670